

## 12-5 工学部「教科及び教科の指導法に関する科目」 履修方法と留意事項

### ① 取得できる教員免許状

機械工学科，物質生命化学科，経営工学科，建築学科の学生は，中学校教諭一種「数学」・高等学校教諭一種「数学」「工業」の教員免許を，電気電子情報工学科，情報システム創成学科の学生は，中学校教諭一種「数学」・高等学校教諭一種「数学」「情報」の教員免許を取得できます。これまでの各自治体における教員採用試験出願条件や中高一貫校制度の導入を考慮すると，教職を志す学生は，「中学校」と「高等学校」両方の免許を取得することが望めます。

なお，総合工学プログラムの学生で，教員免許取得を希望する場合は，教職課程支援室に申し出てください。

### ② 必要な科目と単位数

教員免許取得のためには，「教科及び教科の指導法に関する科目」，「教育の基礎的理解に関する科目等」，「大学が独自に設定する科目」，「66条の6に定める科目」の必要単位を修得しなければなりません。「教科及び教科の指導法に関する科目」，「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「大学が独自に設定する科目」の合計が59単位以上になるように履修してください。

なお，「工業」の免許については，「教育職員免許法施行規則第5条第1項表備考6」での取得も可能です。詳しくは教職課程支援室で確認してください。

「教科及び教科の指導法に関する科目」 工学部 機械工学科 中学校一種 数学 (2019年度入学者から適用)

施行規則に規定される 科目区分	法定最低 修得単位数	本学における 開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1	注2	
						本学で修得 すべき単位数	教育実習 要件単位	
教科に関する 専門的事項	代数学	代数学概論	2	○ ◎	2・3・4	2以上	24 以上 (1、2 年次配 当の必 修科目 すべて の修得 を含む)	
		代数学Ⅰ	2		2・3・4			
		代数学Ⅱ	2		2・3・4			
	幾何学	幾何学A	2	○ ◎	1	2以上		
		幾何学B	2		2			
	解析学	1以上	微分積分学A	4	○ ◎	1		8以上
			微分積分学B	4	○ ◎	1		
			工学解析	2		1		
			微分方程式Ⅰ	2		2		
			微分方程式Ⅱ	2		2		
			応用数学Ⅰ	2		2・3・4		
			関数論Ⅰ	2		2・3・4		
			関数論Ⅱ	2		2・3・4		
	「確率論、統計学」	1以上	確率・統計Ⅰ	2	○ ◎	2・3・4		2以上
			確率・統計Ⅱ	2		2・3・4		
コンピュータ	1以上	コンピュータ解析	2	○ ◎	1	3以上		
		情報処理演習Ⅰ	1	○ ◎	1			
		デジタル工学	2		3			
各教科の指導法 (情報機器及び 教材の活用を含む。)	8以上	教科教育法Ⅰ (数学)	2	○ ◎	2	8	4以上	
		教科教育法Ⅱ (数学)	2	○ ◎	2			
		教科教育法Ⅲ (数学)	2	○	3			
		教科教育法Ⅳ (数学)	2	○	3			
法定最低修得単位数合計		28以上	本学で修得すべき単位数合計			29以上		

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。
2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**29単位以上**を修得しなければならない。
2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」(P.16)及び「大学が独自に設定する科目」(P.18)から合計**59単位以上**を修得しなければならない。
3. 「66条の6に定める科目」(P.19)について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1, 2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。
2. 「各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)」について、**4単位以上**を修得しなければならない。
3. その他の条件については、P. 22 6. 「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件 を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」 工学部 機械工学科 高等学校一種 数学 (2019年度入学者から適用)

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1	注2	
						本学で修得すべき単位数	教育実習要件単位	
教科に関する専門的事項	代数学	代数学概論	2	○ ◎	2・3・4	2以上	24以上 (1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む)	
		代数学Ⅰ	2		2・3・4			
		代数学Ⅱ	2		2・3・4			
	幾何学	幾何学A	2	○ ◎	1	2以上		
		幾何学B	2		2			
	解析学	1以上	微分積分学A	4	○ ◎	1		8以上
			微分積分学B	4	○ ◎	1		
			工学解析	2		1		
			微分方程式Ⅰ	2		2		
			微分方程式Ⅱ	2		2		
			応用数学Ⅰ	2		2・3・4		
			関数論Ⅰ	2		2・3・4		
			関数論Ⅱ	2		2・3・4		
	「確率論、統計学」	1以上	確率・統計Ⅰ	2	○ ◎	2・3・4		2以上
確率・統計Ⅱ			2		2・3・4			
コンピュータ	1以上	コンピュータ解析	2	○ ◎	1	3以上		
		情報処理演習Ⅰ	1	○ ◎	1			
		デジタル工学	2		3			
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	4以上	教科教育法Ⅰ (数学)	2	○ ◎	2・3	4	4以上	
		教科教育法Ⅱ (数学)	2	○ ◎	2・3			
		教科教育法Ⅲ (数学)	2		3			
		教科教育法Ⅳ (数学)	2		3			
法定最低修得単位数合計		24以上	本学で修得すべき単位数合計			25以上		

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。
2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**25単位以上**を修得しなければならない。
2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」(P.16)及び「大学が独自に設定する科目」(P.18)から合計**59単位以上**を修得しなければならない。
3. 「66条の6に定める科目」(P.19)について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1,2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。
2. 「各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)」について、**4単位以上**を修得しなければならない。ただし、「教科教育法Ⅰ・Ⅱ」については、高等学校の免許状のみ取得する場合、教育実習の前年度に履修することが望ましいため、3年次から履修すること。
3. その他の条件については、P.22 6. 「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」 工学部 機械工学科 高等学校一種 工業 (2019年度入学者から適用)

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1	注2
						本学で修得すべき単位数	教育実習要件単位
工業の関係科目	1以上	工業概論	2	○◎	1	30以上	24以上 (1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む)
		機械工学実習	1		1		
		機械要素	2		1		
		機械解剖	1		1		
		工業力学Ⅰ	2		1		
		工業力学Ⅱ	2		1		
		MデザインA	1		1		
		機械製図Ⅰ	2		2		
		材料力学Ⅰ	2		2		
		材料力学Ⅱ	2		2		
		機械力学Ⅰ	2		2		
		機械力学Ⅱ	2		2		
		自動制御Ⅰ	2		2		
		自動制御Ⅱ	2		2		
		加工学Ⅰ	2		2		
		機械材料	2		2		
		流体力学Ⅰ	2		2		
		工業熱力学Ⅰ	2		2		
		CAD/CAMⅠ	2		2		
		ロボット工学	2		2		
		エンジン工学	2		2		
		MデザインB	2		2		
		MデザインC	2		2		
		機械実験	2		3		
		流体力学Ⅱ	2		3		
		工業熱力学Ⅱ	2		3		
		機械設計Ⅰ	2		3		
		機械設計Ⅱ	2		3		
		加工学Ⅱ	2		3		
		CAD/CAMⅡ	2		3		
		基礎電気工学	2		3		
		工作機械	2		3		
		メカトロニクス	2		3		
機械製図Ⅱ	2		3				
職業指導	1以上	職業指導Ⅰ(工業)	2	○◎	2・3・4	4	
		職業指導Ⅱ(工業)	2	○◎	2・3・4		
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	4以上	教科教育法Ⅰ(工業)	2	○◎	3	4	4
		教科教育法Ⅱ(工業)	2	○◎	3		
法定最低修得単位数合計	24以上	本学で修得すべき単位数合計			38以上		

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。
2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**38単位以上**を修得しなければならない。
2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」(P.16)及び「大学が独自に設定する科目」(P.18)から合計**59単位以上**を修得しなければならない。
3. 「66条の6に定める科目」(P.19)について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1、2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。
2. 「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」について、**4単位**を修得しなければならない。
3. その他の条件については、P.22 6. 「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件 を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

工学部 電気電子情報工学科 中学校一種 数学（2019年度入学者から適用）

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位	
教科に関する専門的事項	代数学	基礎電気数学Ⅰ	2		1	2以上	24以上 (1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む)	
		代数学概論	2	○◎	2・3			
		代数学Ⅰ	2		2・3			
		代数学Ⅱ	2		2・3			
	幾何学	1以上	幾何学A	2	○◎	1		2以上
			幾何学B	2		1		
	解析学	1以上	微分積分学A	4	○◎	1		8以上
			微分積分学B	4	○◎	1		
			微分方程式	4		2・3		
			関数論Ⅰ	2		2・3		
			関数論Ⅱ	2		2・3		
			応用数学Ⅰ	2		2・3		
			基礎電気数学Ⅱ	2		2		
			応用数学Ⅱ	2		2・3		
	「確率論、統計学」	1以上	確率・統計Ⅰ	2	○◎	2・3		2以上
			確率・統計Ⅱ	2		2・3		
コンピュータ	1以上	デジタルシステム基礎	2	○◎	2	2以上		
		コンピュータⅠ	2		3・4			
		コンピュータⅡ	2		3・4			
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	8以上	教科教育法Ⅰ（数学）	2	○◎	2	8		
		教科教育法Ⅱ（数学）	2	○◎	2			
		教科教育法Ⅲ（数学）	2	○	3			
		教科教育法Ⅳ（数学）	2	○	3			
法定最低修得単位数合計	28以上	本学で修得すべき単位数合計			28以上			

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。

2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**28単位以上**を修得しなければならない。

2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」（P.16）及び「大学が独自に設定する科目」（P.18）から合計**59単位以上**を修得しなければならない。

3. 「66条の6に定める科目」（P.19）について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1、2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。

2. 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、**4単位以上**を修得しなければならない。

3. その他の条件については、P. 22 6. 「教育実習」の履修方法 (9) 教育実習に出るための条件 を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

工学部 電気電子情報工学科 高等学校一種 数学（2019年度入学者から適用）

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位	
教科に関する専門的事項	代数学	基礎電気数学Ⅰ	2		1	2以上	24以上（1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む）	
		代数学概論	2	○ ◎	2・3			
		代数学Ⅰ	2		2・3			
		代数学Ⅱ	2		2・3			
	幾何学	1以上	幾何学A	2	○ ◎	1		2以上
			幾何学B	2		1		
	解析学	1以上	微分積分学A	4	○ ◎	1		8以上
			微分積分学B	4	○ ◎	1		
			微分方程式	4		2・3		
			関数論Ⅰ	2		2・3		
			関数論Ⅱ	2		2・3		
			応用数学Ⅰ	2		2・3		
			基礎電気数学Ⅱ	2		2		
	応用数学Ⅱ	2		2・3				
	「確率論、統計学」	1以上	確率・統計Ⅰ	2	○ ◎	2・3		2以上
確率・統計Ⅱ			2		2・3			
コンピュータ	1以上	デジタルシステム基礎	2	○ ◎	2	2以上		
		コンピュータⅠ	2		3・4			
		コンピュータⅡ	2		3・4			
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	4以上	教科教育法Ⅰ（数学）	2	○ ◎	2・3	4		
		教科教育法Ⅱ（数学）	2	○ ◎	2・3			
		教科教育法Ⅲ（数学）	2		3			
		教科教育法Ⅳ（数学）	2		3			
法定最低修得単位数合計	24以上	本学で修得すべき単位数合計				24以上		

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。

2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**24単位以上**を修得しなければならない。

2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」（P.16）及び「大学が独自に設定する科目」（P.18）から合計**59単位以上**を修得しなければならない。

3. 「66条の6に定める科目」（P.19）については、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1、2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。

2. 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、**4単位以上**を修得しなければならない。ただし、「教科教育法Ⅰ・Ⅱ」については、高等学校の免許状のみ取得する場合、教育実習の前年度に履修することが望ましいため、3年次から履修すること。

3. その他の条件については、P.22 6. 「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件 を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

工学部 電気電子情報工学科 高等学校一種 情報（2019年度入学者から適用）

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位	
教科に関する専門的事項	情報社会・情報倫理	1以上	情報と倫理	2	○ ◎	1・2・3	2	24以上（1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む）
	コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	1以上	情報技術Ⅰ	2	○ ◎	1	8以上	
			プログラミング演習	1	○ ◎	2		
			情報技術Ⅱ	2	○ ◎	2		
			計測工学	2		2		
			電気電子情報実験Ⅰ	3	○ ◎	2		
			電気電子情報実験Ⅱ	3		2		
			基礎制御工学	2		3・4		
			集積回路工学	2		3・4		
			電気電子情報実験Ⅲ	4		3		
			電気電子情報実験Ⅳ	4		3		
	情報システム（実習を含む。）	1以上	情報ネットワーク	2	○ ◎	2	4以上	
			情報システム基礎	2		2		
			ヒューマン情報処理	2	○	3・4		
	情報通信ネットワーク（実習を含む。）	1以上	通信工学基礎	2	○	3・4	4以上	
電波工学			2		3・4			
通信網工学			2	○	3・4			
マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	1以上	情報数学	2	○ ◎	2	4		
		デジタル信号処理	2	○	3・4			
情報と職業	1以上	情報と職業	2	○ ◎	1	2		
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	4以上	教科教育法Ⅰ（情報）	2	○ ◎	3	4		
		教科教育法Ⅱ（情報）	2	○ ◎	3			
法定最低修得単位数合計	24以上	本学で修得すべき単位数合計				28以上		

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。
2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**28単位以上**を修得しなければならない。
2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」（P.16）及び「大学が独自に設定する科目」（P.18）から合計**59単位以上**を修得しなければならない。
3. 「66条の6に定める科目」（P.19）について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1、2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。
2. 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、**4単位**を修得しなければならない。
3. その他の条件については、P. 22 6. 「教育実習」の履修方法（9）教育実習に出るための条件を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

工学部 物質生命化学科 中学校一種 数学（2019年度入学者から適用）

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位	
教科に関する専門的事項	1以上	代数学	代数学概論	2	○ ◎	2・3	2以上	24以上（1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む）
		代数学Ⅰ	2		2・3			
		代数学Ⅱ	2		2・3			
	1以上	幾何学	幾何学A	2	○ ◎	1	2以上	
		幾何学B	2		1			
	1以上	解析学	微分積分学A	4	○ ◎	1	8以上	
			微分積分学B	4	○ ◎	1・2・3		
			微分方程式Ⅰ	2		2・3		
			微分方程式Ⅱ	2		2・3		
			関数論Ⅰ	2		2・3		
			関数論Ⅱ	2		2・3		
			応用数学Ⅰ	2		2・3		
			基礎化学工学	2		2		
	1以上	「確率論、統計学」	確率・統計Ⅰ	2	○ ◎	2・3	2以上	
			確率・統計Ⅱ	2		2・3		
1以上	コンピュータ	コンピュータⅡ	2		2・3	2以上		
		化学情報処理	2	○	3			
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	8以上	教科教育法Ⅰ（数学）	2	○ ◎	2	8	4以上	
		教科教育法Ⅱ（数学）	2	○ ◎	2			
		教科教育法Ⅲ（数学）	2	○	3			
		教科教育法Ⅳ（数学）	2	○	3			
法定最低修得単位数合計	28以上	本学で修得すべき単位数合計				28以上		

【備考】

- 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。
- 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

- 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて28単位以上を修得しなければならない。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」（P.16）及び「大学が独自に設定する科目」（P.18）から合計59単位以上を修得しなければならない。
- 「66条の6に定める科目」（P.19）について、8単位以上を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

- 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1、2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計24単位以上を修得しなければならない。
- 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、4単位以上を修得しなければならない。
- その他の条件については、P. 22 6. 「教育実習」の履修方法 (9) 教育実習に出るための条件 を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

工学部 物質生命化学科 高等学校一種 数学 (2019年度入学者から適用)

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位	
教科に関する専門的事項	代数学	代数学概論	2	○ ◎	2・3	2以上	24以上 (1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む)	
		代数学Ⅰ	2		2・3			
		代数学Ⅱ	2		2・3			
	幾何学	1以上	幾何学A	2	○ ◎	1		2以上
			幾何学B	2		1		
	解析学	1以上	微分積分学A	4	○ ◎	1		8以上
			微分積分学B	4	○ ◎	1・2・3		
			微分方程式Ⅰ	2		2・3		
			微分方程式Ⅱ	2		2・3		
			関数論Ⅰ	2		2・3		
			関数論Ⅱ	2		2・3		
			応用数学Ⅰ	2		2・3		
			基礎化学工学	2		2		
	「確率論、統計学」	1以上	確率・統計Ⅰ	2	○ ◎	2・3		2以上
			確率・統計Ⅱ	2		2・3		
コンピュータ	1以上	コンピュータⅡ	2		2・3	2以上		
		化学情報処理	2	○	3			
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	4以上	教科教育法Ⅰ (数学)	2	○ ◎	2・3	4		
		教科教育法Ⅱ (数学)	2	○ ◎	2・3			
		教科教育法Ⅲ (数学)	2		3			
		教科教育法Ⅳ (数学)	2		3			
法定最低修得単位数合計	24以上	本学で修得すべき単位数合計				24以上		

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。

2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**24単位以上**を修得しなければならない。

2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」(P.16)及び「大学が独自に設定する科目」(P.18)から合計**59単位以上**を修得しなければならない。

3. 「66条の6に定める科目」(P.19)については、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1, 2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。

2. 「各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)」について、**4単位以上**を修得しなければならない。ただし、「教科教育法Ⅰ・Ⅱ」については、高等学校の免許状のみ取得する場合、教育実習の前年度に履修することが望ましいため、3年次から履修すること。

3. その他の条件については、P. 22 6. 「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件 を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

工学部 物質生命化学科 高等学校一種 工業（2019年度入学者から適用）

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位
工業の関係科目	1以上	工業概論	2	○ ◎	1	30以上	24以上（1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む）
		基礎生物化学	2		1		
		分析化学	2		1		
		物理化学Ⅰ	2		1		
		物理化学Ⅱ	2		1		
		基礎化学演習	1		1		
		物質生命化学実験基礎	3		1		
		有機化学Ⅰ	2		2		
		有機化学Ⅱ	2		2		
		無機化学Ⅰ	2		2		
		無機化学Ⅱ	2		2		
		物質生命化学実験A	3		2		
		物質生命化学実験B	3		2		
		物理化学演習	1		2		
		無機分析化学演習	1		2		
		機器分析Ⅰ	2		2		
		機器分析Ⅱ	2		2		
		分子生命化学	2		2		
		物質生命機能デザインⅠ	2		2		
		量子化学	2		2		
		基礎電気化学	2		2		
		現代工業化学	2		2		
		信頼性工学	2		2		
		技術者倫理	2		2		
		知的財産権	2		2		
		環境化学	2		2		
		物質生命化学実験応用	3		3		
		有機化学演習	1		3		
		物質生命機能デザインⅡ	2		3		
		有機反応論	2		3		
		高分子科学Ⅰ	2		3		
		高分子科学Ⅱ	2		3		
		無機材料工学	2		3		
細胞と遺伝子の生化学	2		3				
微生物工学	2		3				
分子分光学	2		3				
立体有機化学	2		3				
配位化学	2		3				
エネルギー化学	2		3				
有機医薬工業	2		3				
分子機能材料	2		3				
職業指導	1以上	職業指導Ⅰ（工業）	2	○ ◎	2・3	4	
		職業指導Ⅱ（工業）	2	○ ◎	2・3		
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	4以上	教科教育法Ⅰ（工業）	2	○ ◎	3	4	4
		教科教育法Ⅱ（工業）	2	○ ◎	3		
法定最低修得単位数合計	24以上	本学で修得すべき単位数合計			38以上		

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。
2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**38単位以上**を修得しなければならない。
2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」（P.16）及び「大学が独自に設定する科目」（P.18）から合計**59単位以上**を修得しなければならない。
3. 「66条の6に定める科目」（P.19）について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1、2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。
2. 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、**4単位**を修得しなければならない。
3. その他の条件については、P.22 6. 「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件 を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

工学部 情報システム創成学科 中学校一種 数学（2019年度入学者から適用）

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位	
教科に関する専門的事項	1以上	代数学	代数学概論	2	○ ◎	2・3・4	2以上	24以上（1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む）
		代数学Ⅰ	2		2・3・4			
		代数学Ⅱ	2		2・3・4			
	1以上	幾何学	幾何学Ⅰ	4	○ ◎	1	4以上	
		幾何学Ⅱ	4		1			
	1以上	解析学	解析学Ⅱ	4	○ ◎	1	8以上	
			解析学Ⅲ	4	○ ◎	2		
			微分方程式Ⅰ	2		2・3		
			微分方程式Ⅱ	2		2・3		
			関数論	2		3		
			応用数学Ⅰ	2		3		
	1以上	「確率論、統計学」	数理統計学Ⅰ	2	○ ◎	2	2以上	
			数理統計学Ⅱ	2		2		
	1以上	コンピュータ	数理計画法	2	○ ◎	2	2以上	
			データ解析	2		2		
ファイナンス工学			2		3			
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	8以上	教科教育法Ⅰ（数学）	2	○ ◎	2	8	4以上	
		教科教育法Ⅱ（数学）	2	○ ◎	2			
		教科教育法Ⅲ（数学）	2	○	3			
		教科教育法Ⅳ（数学）	2	○	3			
法定最低修得単位数合計	28以上	本学で修得すべき単位数合計				28以上		

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。

2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**28単位以上**を修得しなければならない。

2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」（P.16）及び「大学が独自に設定する科目」（P.18）から合計**59単位以上**を修得しなければならない。

3. 「66条の6に定める科目」（P.19）について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1, 2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。

2. 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、**4単位以上**を修得しなければならない。

3. その他の条件については、P. 22 6. 「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件 を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

工学部 情報システム創成学科 高等学校一種 数学（2019年度入学者から適用）

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位	
教科に関する専門的事項	代数学	代数学概論	2	○ ◎	2・3・4	2以上	24以上（1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む）	
		代数学Ⅰ	2		2・3・4			
		代数学Ⅱ	2		2・3・4			
	幾何学	1以上	幾何学Ⅰ	4	○ ◎	1		4以上
			幾何学Ⅱ	4		1		
	解析学	1以上	解析学Ⅱ	4	○ ◎	1		8以上
			解析学Ⅲ	4	○ ◎	2		
			微分方程式Ⅰ	2		2・3		
			微分方程式Ⅱ	2		2・3		
			関数論	2		3		
			応用数学Ⅰ	2		3		
	「確率論、統計学」	1以上	数理統計学Ⅰ	2	○ ◎	2		2以上
			数理統計学Ⅱ	2		2		
	コンピュータ	1以上	数理計画法	2	○ ◎	2		2以上
			データ解析	2		2		
ファイナンス工学			2		3			
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	4以上	教科教育法Ⅰ（数学）	2	○ ◎	2・3	4		
		教科教育法Ⅱ（数学）	2	○ ◎	2・3			
		教科教育法Ⅲ（数学）	2		3			
		教科教育法Ⅳ（数学）	2		3			
法定最低修得単位数合計	24以上	本学で修得すべき単位数合計				24以上		

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。

2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**24単位以上**を修得しなければならない。

2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」（P.16）及び「大学が独自に設定する科目」（P.18）から合計**59単位以上**を修得しなければならない。

3. 「66条の6に定める科目」（P.19）について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1, 2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。

2. 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、**4単位以上**を修得しなければならない。ただし、「教科教育法Ⅰ・Ⅱ」については、高等学校の免許状のみ取得する場合、教育実習の前年度に履修することが望ましいため、3年次から履修すること。

3. その他の条件については、P. 22 6. 「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件 を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

工学部 情報システム創成学科 高等学校一種 情報（2019年度入学者から適用）

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位	
教科に関する専門的事項	情報社会・情報倫理	情報と倫理	2	○◎	1	4以上	24以上（1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む）	
		技術者倫理	2	○◎	2			
		知的財産権	2		3			
		情報セキュリティ	2		3			
	コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	1以上	コンピュータ科学	2	○◎	1		5以上
			プログラミング演習Ⅰ	1	○◎	1		
			生産自動化システム	2		2		
			OSと言語処理系	2		2		
			アルゴリズムとデータ構造	2		2		
			数値情報処理	2	○	3		
	情報システム(実習を含む。)	1以上	システム工学	2	○◎	2		5以上
			プログラミング演習Ⅱ	1	○◎	2		
			情報理論	2		2		
			信頼性工学	2		3		
			データベース	2		3		
			ソフトウェアエンジニアリング	2		3		
	情報通信ネットワーク(実習を含む。)	1以上	工学基礎演習Ⅱ	1	○◎	2		3以上
			ネットワーク理論	2		2		
			ネットワーク工学	2	○	3		
	マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。)	1以上	マルチメディア	2	○◎	2		3以上
工学基礎演習Ⅰ			1	○◎	2			
計算幾何学			2		2			
シミュレーション工学			2		3			
環境学			2		3			
画像工学			2		3			
情報と職業	1以上	情報と職業	2	○◎	1	2		
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	4以上	教科教育法Ⅰ（情報）	2	○◎	3	4		
		教科教育法Ⅱ（情報）	2	○◎	3			
法定最低修得単位数合計	24以上	本学で修得すべき単位数合計			26以上			

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。
2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**26単位以上**を修得しなければならない。
2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」（P.16）及び「大学が独自に設定する科目」（P.18）から合計**59単位以上**を修得しなければならない。
3. 「66条の6に定める科目」（P.19）について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1,2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。
2. 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、**4単位**を修得しなければならない。
3. その他の条件については、P.22 6. 「教育実習」の履修方法（9）教育実習に出るための条件を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」 工学部 経営工学科 中学校一種 数学（2019年度入学者から適用）

施行規則に規定される 科目区分	法定最低 修得単位数	本学における 開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1	注2	
						本学で修得 すべき単位数	教育実習 要件単位	
教科に関する 専門的事項	代数学	代数学概論	2	○ ◎	2・3・4	2以上	24 以上 (1、2 年次配 当の必 修科目 すべて の修得 を含む)	
		代数学Ⅰ	2		2・3・4			
		代数学Ⅱ	2		2・3・4			
	幾何学	幾何学Ⅰ	4	○ ◎	1	4以上		
		幾何学Ⅱ	4		1			
	解析学	1以上	微分積分学Ⅱ	4	○ ◎	2		8以上
			微分積分学Ⅲ	4		2		
			応用数学Ⅰ	2		2・3		
			応用数学Ⅱ	2		2・3		
			微分方程式Ⅰ	2		2・3・4		
			微分方程式Ⅱ	2		2・3・4		
			関数論Ⅰ	2		2・3・4		
	関数論Ⅱ	2		2・3・4				
	「確率論、統計学」	1以上	確率統計学	2	○ ◎	2		2以上
			統計的品質管理	2		3・4		
			多変量解析	2		3・4		
コンピュータ	1以上	情報システム演習	1	○ ◎	1	2以上		
		プログラミング演習	1		2			
		情報工学	2		2			
		CAD	2		3・4			
各教科の指導法（情報機器及び 教材の活用を含む。）	8以上	教科教育法Ⅰ（数学）	2	○ ◎	2	8	4以上	
		教科教育法Ⅱ（数学）	2	○ ◎	2			
		教科教育法Ⅲ（数学）	2	○	3			
		教科教育法Ⅳ（数学）	2	○	3			
法定最低修得単位数合計	28以上	本学で修得すべき単位数合計			28以上			

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。
2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて28単位以上を修得しなければならない。
2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」（P.16）及び「大学が独自に設定する科目」（P.18）から合計59単位以上を修得しなければならない。
3. 「66条の6に定める科目」（P.19）について、8単位以上を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1, 2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計24単位以上を修得しなければならない。
2. 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、4単位以上を修得しなければならない。
3. その他の条件については、P. 22 6. 「教育実習」の履修方法 (9) 教育実習に出るための条件 を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」 工学部 経営工学科 高等学校一種 数学 (2019年度入学者から適用)

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1	注2	
						本学で修得すべき単位数	教育実習要件単位	
教科に関する専門的事項	代数学	代数学概論	2	○ ◎	2・3・4	2以上	24以上 (1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む)	
		代数学Ⅰ	2		2・3・4			
		代数学Ⅱ	2		2・3・4			
	幾何学	幾何学Ⅰ	4	○ ◎	1	4以上		
		幾何学Ⅱ	4		1			
	解析学	1以上	微分積分学Ⅱ	4	○ ◎	2		8以上
			微分積分学Ⅲ	4		2		
			応用数学Ⅰ	2		2・3		
			応用数学Ⅱ	2		2・3		
			微分方程式Ⅰ	2		2・3・4		
			微分方程式Ⅱ	2		2・3・4		
			関数論Ⅰ	2		2・3・4		
	関数論Ⅱ	2		2・3・4				
	「確率論、統計学」	1以上	確率統計学	2	○ ◎	2		2以上
			統計的品質管理	2		3・4		
			多変量解析	2		3・4		
コンピュータ	1以上	情報システム演習	1	○ ◎	1	2以上		
		プログラミング演習	1		2			
		情報工学	2		2			
		CAD	2		3・4			
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	4以上	教科教育法Ⅰ (数学)	2	○ ◎	2・3	4	4以上	
		教科教育法Ⅱ (数学)	2	○ ◎	2・3			
		教科教育法Ⅲ (数学)	2		3			
		教科教育法Ⅳ (数学)	2		3			
法定最低修得単位数合計	24以上	本学で修得すべき単位数合計			24以上			

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。
2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**24単位以上**を修得しなければならない。
2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」(P.16)及び「大学が独自に設定する科目」(P.18)から合計**59単位以上**を修得しなければならない。
3. 「66条の6に定める科目」(P.19)について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1、2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。
2. 「各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)」について、**4単位以上**を修得しなければならない。ただし、「教科教育法Ⅰ・Ⅱ」については、高等学校の免許状のみ取得する場合、教育実習の前年度に履修することが望ましいため、3年次から履修すること。
3. その他の条件については、P.22 6.「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」 工学部 経営工学科 高等学校一種 工業 (2019年度入学者から適用)

施行規則に規定される 科目区分	法定最低 修得単位数	本学における 開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1	注2
						本学で修得 すべき単位数	教育実習 要件単位
工業の関係科目	1以上	工業概論	2	○◎	1	30以上	24 以上 (1、2 年次 配当 の必 修科 目す べて の修 得を 含む)
		経営工学総論	2		1		
		生産管理	2		2		
		経営管理	2		2		
		品質管理	2		2		
		技術者倫理	2		2		
		生産マネジメント	2		2		
		システム設計論	2		2		
		原価管理	2		2		
		技術マネジメント	2		2		
		生産システム工学 I	2		2		
		オペレーションズリサーチ I	2		2		
		生産システム工学 II	2		2		
		オペレーションズリサーチ II	2		2		
		人間工学 I	2		2		
		人間工学 II	2		2		
		意思決定論	2		2		
		自動化要素技術	2		2		
		エレクトロニクス工学	2		2		
		制御プログラミング演習	1		2		
		基礎製図	1		2		
		事例研究	2		3		
		国際コミュニケーション	2		3		
		国際経営管理	2		3		
		経済性工学	2		3・4		
		経営情報システム	2		3・4		
		会計情報処理	2		3・4		
		サプライチェーンマネジメント I	2		3・4		
		サプライチェーンマネジメント II	2		3・4		
		品質工学	2		3・4		
		生産システム工学演習	1		3		
		環境マネジメント I	2		3・4		
		環境マネジメント II	2		3・4		
ヒューマンインタフェース	2		3・4				
労働安全衛生	2		3・4				
ユーザビリティ工学	2		3・4				
計測工学	2		3・4				
ロボット工作基礎	1		3				
先端製品製作技術	2		3・4				
信頼性解析	2		3・4				
知識ものづくり技術演習	1		3・4				
機械工作法	2		3・4				
知的財産権	2		3・4				
システムシミュレーション	2		3・4				
知識工学	2		3・4				
職業指導	1以上	職業指導 I (工業)	2	○◎	2・3・4	4	
		職業指導 II (工業)	2	○◎	2・3・4		
各教科の指導法 (情報機器及び 教材の活用を含む。)	4以上	教科教育法 I (工業)	2	○◎	3	4	4
		教科教育法 II (工業)	2	○◎	3		
法定最低修得単位数合計	24以上	本学で修得すべき単位数合計			38以上		

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。
2. 授業科目の配当年次は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**38単位以上**を修得しなければならない。
2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」(P.16)及び「大学が独自に設定する科目」(P.18)から合計**59単位以上**を修得しなければならない。
3. 「66条の6に定める科目」(P.19)について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1、2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。
2. 「各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)」について、**4単位**を修得しなければならない。
3. その他の条件については、P. 22 6. 「教育実習」の履修方法 (9) 教育実習に出るための条件 を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」 工学部 建築学科 中学校一種 数学（2019年度入学者から適用）

施行規則に規定される 科目区分	法定最低 修得単位数	本学における 開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1	注2	
						本学で修得 すべき単位数	教育実習 要件単位	
教科に関する 専門的事項	代数学	代数学概論	2	○ ◎	2	2以上	24 以上 (1、2 年次 配当 の必 修科 目す べて の修 得を 含む)	
		代数学Ⅰ	2		2・3・4			
		代数学Ⅱ	2		2・3・4			
	幾何学	幾何学A	2	○ ◎	1	2以上		
		幾何学B	2		1			
		建築の力学及び演習	3		1			
	解析学	1以上	微分積分学A	4	○ ◎	1		8以上
			微分積分学B	4	○ ◎	1・2		
			応用数学Ⅰ	2		2・3・4		
			微分方程式Ⅰ	2		2・3・4		
			微分方程式Ⅱ	2		2・3・4		
			応用数学Ⅱ	2		2・3・4		
			関数論Ⅰ	2		2・3・4		
	関数論Ⅱ	2		2・3・4				
	「確率論、統計学」	1以上	確率・統計Ⅰ	2	○ ◎	2		2以上
確率・統計Ⅱ			2		2・3・4			
コンピュータ	1以上	建築CAD演習Ⅰ	2	○ ◎	1	2以上		
		建築情報処理	1		2			
		建築CAD演習Ⅱ	2		2			
		コンピュータⅡ	2		2・3・4			
各教科の指導法（情報機器及び 教材の活用を含む。）	8以上	教科教育法Ⅰ（数学）	2	○ ◎	2	8		
		教科教育法Ⅱ（数学）	2	○ ◎	2			
		教科教育法Ⅲ（数学）	2	○	3			
		教科教育法Ⅳ（数学）	2	○	3			
法定最低修得単位数合計	28以上	本学で修得すべき単位数合計			28以上			

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。
2. 授業科目の配当年次は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて28単位以上を修得しなければならない。
2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」（P.16）及び「大学が独自に設定する科目」（P.18）から合計59単位以上を修得しなければならない。
3. 「66条の6に定める科目」（P.19）について、8単位以上を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1、2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計24単位以上を修得しなければならない。
2. 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、4単位以上を修得しなければならない。
3. その他の条件については、P.22 6. 「教育実習」の履修方法（9）教育実習に出るための条件を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」 工学部 建築学科 高等学校一種 数学（2019年度入学者から適用）

施行規則に規定される科目区分		法定最低 修得単位数	本学における 開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得 すべき単位数	注2 教育実習 要件単位
教科に関する 専門的 事項	代数学	1以上	代数学概論	2	○ ◎	2	2以上	24 以上 (1、2 年次 配当 の必 修科 目す べて の修 得を 含む)
			代数学Ⅰ	2		2・3・4		
			代数学Ⅱ	2		2・3・4		
	幾何学	1以上	幾何学A	2	○ ◎	1	2以上	
			幾何学B	2		1		
			建築の力学及び演習	3		1		
	解析学	1以上	微分積分学A	4	○ ◎	1	8以上	
			微分積分学B	4	○ ◎	1・2		
			応用数学Ⅰ	2		2・3・4		
			微分方程式Ⅰ	2		2・3・4		
			微分方程式Ⅱ	2		2・3・4		
			応用数学Ⅱ	2		2・3・4		
			関数論Ⅰ	2		2・3・4		
	関数論Ⅱ	2		2・3・4				
	「確率論、統計学」	1以上	確率・統計Ⅰ	2	○ ◎	2	2以上	
確率・統計Ⅱ			2		2・3・4			
コンピュータ	1以上	建築CAD演習Ⅰ	2	○ ◎	1	2以上		
		建築情報処理	1		2			
		建築CAD演習Ⅱ	2		2			
		コンピュータⅡ	2		2・3・4			
各教科の指導法（情報機器及び 教材の活用を含む。）	4以上	教科教育法Ⅰ（数学）	2	○ ◎	2・3	4	4以上	
		教科教育法Ⅱ（数学）	2	○ ◎	2・3			
		教科教育法Ⅲ（数学）	2		3			
		教科教育法Ⅳ（数学）	2		3			
法定最低修得単位数合計		24以上	本学で修得すべき単位数合計			24以上		

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。
2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**24単位以上**を修得しなければならない。
2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」（P.16）及び「大学が独自に設定する科目」（P.18）から合計**59単位以上**を修得しなければならない。
3. 「66条の6に定める科目」（P.19）について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1、2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。
2. 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、**4単位以上**を修得しなければならない。ただし、「教科教育法Ⅰ・Ⅱ」については、高等学校の免許状のみ取得する場合、教育実習の前年度に履修することが望ましいため、3年次から履修すること。
3. その他の条件については、P. 22 6. 「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件 を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」 工学部 建築学科 高等学校一種 工業 (2019年度入学者から適用)

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1	注2
						本学で修得すべき単位数	教育実習要件単位
工業の関係科目	1以上	工業概論	2	○ ◎	1	30以上	24以上 (1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む)
		建築グラフィックス	3		1		
		建築のデザイン	2		1		
		建築の構造	2		1		
		建築環境概論	2		1		
		設計製図Ⅰ	3		1		
		建築の構工法	2		1		
		建築の設備	2		1		
		造形デザイン	2		1		
		力と形	1		1		
		建築環境工学Ⅰ及び演習	3		2		
		設計製図Ⅱ	3		2		
		建築の材料	2		2		
		日本建築史	2		2		
		建築計画A	2		2		
		給排水衛生設備	2		2		
		地球環境建築	2		2		
		建築環境工学Ⅱ及び演習	3		2		
		空調設備Ⅰ	2		2		
		木質構造	2		2		
		骨組の力学Ⅰ及び演習	3		2		
		鉄筋コンクリート構造	2		2		
		基礎構造の設計及び演習	3		2		
		骨組の力学Ⅱ及び演習	3		2		
		建築デザインⅠ	3		2		
		建築計画B	2		2		
		西洋建築史	2		2		
		建築法規	2		3		
		環境システム計画演習Ⅰ	2		3		
		環境システム計画演習Ⅱ	2		3		
		建築環境工学実験	2		3		
		建築の生産	2		3		
		空調設備Ⅱ	2		3・4		
		建築都市防災Ⅰ	2		3・4		
		建築都市防災Ⅱ	2		3・4		
		建築の耐震解析及び演習	3		3・4		
		建築設備演習	1		3・4		
		鉄骨構造	2		3・4		
		建築デザインⅡ	3		3・4		
		建築設計論	2		3・4		
		日本近代建築史	2		3・4		
鉄筋コンクリート構造の設計演習	2		3・4				
建築構造・材料実験	2		3・4				
電気設備	2		3・4				
建築デザインⅢ	3		3・4				
建築史フィールドワーク	2		3・4				
都市デザイン論	2		3・4				
鉄骨構造の設計演習	2		3・4				
建築学実験	2		3・4				
建築情報・管理システム	2		3・4				
都市計画	2		3・4				
職業指導	1以上	職業指導Ⅰ(工業)	2	○ ◎	2・3・4	4	
		職業指導Ⅱ(工業)	2	○ ◎	2・3・4		
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	4以上	教科教育法Ⅰ(工業)	2	○ ◎	3	4	4
		教科教育法Ⅱ(工業)	2	○ ◎	3		
法定最低修得単位数合計	24以上	本学で修得すべき単位数合計				38以上	

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。

2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**38単位以上**を修得しなければならない。

2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」(P.16)及び「大学が独自に設定する科目」(P.18)から合計**59単位以上**を修得しなければならない。

3. 「66条の6に定める科目」(P.19)について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1、2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。

2. 「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」について、**4単位**を修得しなければならない。

3. その他の条件については、P.22 6.「教育実習」の履修方法(9)教育実習に出るための条件を参照すること。